

利用者のために

本報告書は、平成21年10月から平成22年9月までの調査結果を集計したものである。

I 広島県人口移動統計調査

1 甲調査

(1) 集計方法

住民基本台帳法及び外国人登録法に基づく1か月間の転入、転出、出生、死亡等の状況を甲調査票により取りまとめて集計する。

(2) 人口・世帯数の推計方法

ア 人口

直近の国勢調査による人口を起点とし、転入、転出、出生、死亡等を加減して推計値を求める。

イ 世帯数

直近の国勢調査による世帯数を基に、住民基本台帳法に基づく世帯数の増減数から推計値を求める。

(3) 推計値の補正

人口及び世帯数は前述の方法で毎月推計するが、5年毎に実施される国勢調査との間に差異を生ずることがあり、この場合は、前回国勢調査までさかのぼって推計値を補正することとしている。補正方法は5年間で生じた乖離人口及び世帯数を月毎に均等配分する方法による。

(4) 人口増減

ア 社会増減

転入者数と転出者数の差から求め、転入者数の多いときを社会増加、転出者数の多いときを社会減少と表現する。

イ 自然増減

出生数と死亡数の差から求め、出生数の多いときを自然増加、死亡数の多いときを自然減少と表現する。

2 乙調査

(1) 調査方法

住民基本台帳法に基づいて市区町窓口で転入、転出の届出を行った者が、自計申告により記入した乙調査票を、届出日より1か月ごとまとめて集計する。

(2) 用語の定義

ア 移動者

- (ア) 県内移動者：県内の市区町から県内の他の市区町へ移動した者
- (イ) 県外転入者：他県から県内の市区町へ移動した者
- (ウ) 県外転出者：県内の市区町から他県へ移動した者
- (エ) 移動の主因者：転入又は転出を要する原因となった者
- (オ) 主因者に伴う者：移動の主因者に従って転入又は転出する家族など

イ 移動の理由

- (ア) 就職：新たな就職、卒業と同時に就職
- (イ) 転勤：同一企業内の勤務場所の変更
- (ウ) 転業・転職：現在の仕事・勤め先の変更
- (エ) 退職・廃業：退職や廃業
- (オ) 就学：学校に入学・転校
- (カ) 卒業：学校を卒業（修了）（卒業と同時に就職するときは就職）
- (キ) 婚姻関係：結婚、離婚、養子縁組など
- (ク) 住宅事情：新築、転宅など
- (ケ) その他：上記のどの区分にも該当しないもの

(3) 転出入超過

転入者数から転出者数を差し引いた数をいい、プラスの場合は転入超過、マイナス（△）の場合は転出超過を示す。

(4) 試算値

結果の概要（乙調査）で使用している「試算値」は、甲調査票による住民基本台帳の転入者数、転出者数(A)と、乙調査による転入者数、転出者数(B)が一致するように補正を行ったものである。

補正は、乙調査の年齢（階級）別、移動の理由別、都道府県別の各結果数値(C)に、(A)／(B)を掛けることで補正数値(C^{*})を求める方法による。

(5) U・J・Iターン県外転入者

県外転入者のうち、次の条件を満たし、かつ、県内に5年以上居住する見込みがある者。

- ア Uターン：15歳時の住所地が県内で、中国地方を含む県外から転入
- イ Jターン：15歳時の住所地が広島県以外の中国地方で、中国地方以外の県外から転入
- ウ Iターン：15歳時の住所地が中国地方以外の県外で、中国地方を含む県外から転入

II 地域区分

県外転入者及び県外転出者を地域別にみるため、全国を 10 地方に区分した。また、三大都市圏についても別掲した。地方及び三大都市圏と、これらに属する都道府県は次のとおりである。

地方, 三大都市圏	都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県
関 東 内 陸	茨城県, 栃木県, 群馬県, 山梨県
関 東 臨 海	千葉県, 埼玉県, 東京都, 神奈川県
北 陸	新潟県, 富山県, 石川県, 福井県
東 海	長野県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県
近 畿	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県
中 国	鳥取県, 島根県, 岡山県, 山口県
四 国	徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県
九 州	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県
東京大都市圏	東京都, 神奈川県, 埼玉県, 千葉県, 茨城県
大阪大都市圏	大阪府, 京都府, 兵庫県, 滋賀県, 奈良県
名古屋大都市圏	愛知県, 三重県, 岐阜県

III その他

- 1 統計表に用いた記号の意味は、次のとおり。
 - － 該当数値なし, △ マイナス (減少)
- 2 統計表の中には、四捨五入により内訳の合計がその総数と一致しないことがある。
- 3 「増減数」, 「増減率」とのみ記載されている場合は、「対前年」を意味する。
- 4 平成 22 年国勢調査の速報値に伴う補正を行っているが、速報内容が平成 22 年 10 月 1 日現在の市区町別人口・世帯数に限られるため、甲調査において、日本人及び外国人別は掲載していない。なお、平成 18～22 年の男女数は、平成 22 年 10 月 1 日現在の推計人口の男女の割合で推計し、参考値として掲載した。乙調査については、補正せずに掲載している。
- 5 本書に関する問い合わせ先

広島県企画振興局政策企画部統計課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL : 082-513-2533 (タ`ヤルイ)

この報告書の内容は、広島県の統計ホームページでも提供しています。

ホームページアドレス <http://toukei.pref.hiroshima.lg.jp/index.html>